

## 「指数の基準時に関する基準」に係る対照表

修正案	前回の経済指標専門会議（21. 12. 21）に提示した案	変更理由等
<p>1 指数の基準時の原則 指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。</p> <p>2 ウェイトを固定する指数 (1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。</p> <p>(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。</p> <p>3 基準時を更新した場合の利便確保措置 指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 その他 指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがあるときは、その定め又は手続きによるものとする。</p>	<p>1 指数の基準時の原則 指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。</p> <p>2 ウェイトを固定する指数 (1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年の<u>データに基づく</u>ウェイトにより算出するものとする。</p> <p>(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。</p> <p>3 基準時を更新した場合の利便確保措置 指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 その他 指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがあるときは、その定め又は手続きによるものとする。</p>	<p>○ ウェイトは、指数作成者において指数に求められる役割等を踏まえ適切な方法で作成されるとの前提に立ち、作成に使用するデータにまでは言及せず、ウェイトは基準時である年に係るものであることのみを規定する形に変更。</p> <p>○ 本基準案では、実際に作成されている指数の実態を踏まえ、時系列的な観点から、ウェイトの固定の有無を判断することとしている。その場合、パーシェ指数については、確かに、その算出に当たりウェイト採用時を固定しているものの、実際にパーシェ式を用いて時系列的に算出している指数（パーシェ型指数）の場合は、観察時点ごとにウェイト採用時が変化する。したがって、「ウェイトを固定する指数」にパーシェ型指数は含まれないため、パーシェ型指数に関しては記述しない。</p>